

宝塚市道路環境保全活動報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路の清掃、除草等の環境保全活動を自発的に行う団体等に対し、報奨金を交付することにより、市民の公共施設愛護の精神を涵養^{かんよう}し、道路の健全な管理運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「道路」とは、市の管理に属する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定するもの及び市長が別に定める道路）をいう。

(活動の内容)

第3条 この要綱において「環境保全活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- (1) 道路の清掃
- (2) 道路の除草、草刈
- (3) 道路の街路樹および植栽の管理
- (4) 道路施設の点検及び異常個所の報告
- (5) 生活道路の簡易補修

2 活動と併せて営利を目的とした行為を行わないものとする。

(活動団体)

第4条 活動団体とは、自発的に環境保全活動を行っている自治会等地域団体、地域住民及び企業等の原則として5名以上、かつ年間活動者数が延べ15人以上である団体のうち、別に定める宝塚市アドプト合意書（様式第1号）を締結した活動団体（以下「活動団体」という。）をいう。

(実施期間)

第5条 活動の実施期間は、合意書を締結した日から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに市及び活動団体から解除の申し出がない場合、この合意書は自動的に1年間更新するものとする。以後、同様とする。

(市の役割)

第6条 市は、活動団体の活動を支援するため、必要に応じ次に挙げる事項を実施するものとする。

- (1) 活動団体に対する手袋、ゴミ袋等の支給

- (2) 活動団体が清掃活動で出したゴミの回収
- (3) 活動団体名が記載された看板等の活動対象区間内への設置
- (4) 事業、活動等の広報
- (5) 生活道路の簡易補修材料等の支給

(活動団体の役割)

第7条 活動団体は、第3条に示す活動を行い、道路環境を良好な状態に保つよう努めるものとする。

(作業の安全)

第8条 活動団体は、活動を行う際においては、自己の責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないように安全に十分配慮するものとする。

- 2 活動者はボランティア保険に加入すること。
- 3 中学生以下の者が参加する場合は、必ず活動者の監督のもと作業を行い、安全に十分配慮するものとする。
- 4 活動団体の活動中に発生した事故及び第三者との紛争について、市はその責任を負わないものとする。

(事故等の報告)

第9条 活動団体は、活動中に事故が起こったときは、直ちに市に連絡するとともに、遅延無く事故報告書を、市に提出するものとする。

(合意書の解除)

第10条 市は、活動団体がこの合意書の解除を申し出たとき、この合意書の内容を履行していないと認めるとき、又は活動団体としてふさわしくないと認めるときは、合意書を解除し、第6条に基づき設置した看板を撤去することができるものとする。

(活動報告)

第11条 活動団体は、年度当初に年間活動実施計画書（様式第2号）を提出し、年度末までに年間活動実施報告書（様式第3号）を市に提出しなければならない。

(報奨金)

第12条 報奨金は、活動団体に対して交付するものとする。

- 2 報奨金の額は別表に基づき算出し、予算の範囲内で百円未満の端数切捨てにより支出するものとする。
- 3 活動団体が年度途中において環境保全活動を新たに開始し、若しくは中止したとき、

又は活動の範囲を変更したときの報奨金の額は、報奨金の年額を当該事由が発生した月を含めた月割りで算出した額とする。

ただし、活動人数計算により算出した額が年間上限額を上回る場合は、年間上限額とする。

(交付の時期)

第 13 条 市長は、第 11 条に規定する年間活動実施報告書の提出を受けたときは、検認後速やかに報奨金を支払うものとする。

(報奨金の不交付又は返還)

第 14 条 市長は、活動団体が環境保全活動の一部又は全部を実施しなかったと認めるときは、報奨金の一部又は全部を交付しないものとする。

2 市長は、活動団体が偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受けたときは、その一部又は全部を返還させることができる。

(補足)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年（2017 年）5 月 26 日から施行する。

別表（第 12 条関係）

活動の内容	対象道路面積	報奨金の額（年額）
第 3 条に示す（1）～（4）に該当する活動を行う場合	100m ² 未満	活動延人数×350 円 金額の上限 10,000 円
	100m ² 以上	活動延人数×350 円 もしくは 面積×20 円/m ² を比較して高い方の金額 金額の上限 30,000 円
第 3 条に示す（1）～（4）に該当する活動を行い、かつ（5）に該当する活動を行う場合	100m ² 以上	活動延人数×350 円 もしくは 面積×40 円/m ² を比較して高い方の金額 金額の上限 60,000 円